

安全対策及び法令遵守に関する評定について

1 工事監督員の「Ⅲ・安全対策」に関する評価

- (1) 事故自体は、「7・法令遵守等」にて評価し、「Ⅲ・安全対策」では評価しない。
(2) d、eとする場合は、文書による改善指示を行った場合とする。

2 工事担当係長の「Ⅲ・安全対策」に関する評価

- (1) 事故自体は、「7・法令遵守等」にて評価し、「Ⅲ・安全対策」では評価しないが受注者の安全対策が劣っている場合はd、eとすることが出来る。
(2) d、eとする場合は、監督員の評価を考慮すること。

3 工事担当係長の「7・法令遵守等」に関する評価

- (1) (土木) 2～6の評価、(建築・電気・機械)1～5の評価
・「指名停止3ヶ月以上」、「指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満」、「指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満」、「文書警告」、「口頭注意」は、指名停止委員会(契約制度課)の事故に対する措置があった場合のみ、措置内容に応じて減点とする。
・完成検査後でも、事実発生により遡って評価を見直す。
- (2) (土木) 7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。
(建築・電気・機械) 6 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマンエラ等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)

区分	程度	減点
労働災害	休業4日以上	-3
公衆災害	人身	
	新聞報道があり社会的影響が大きい物損事故	
熱中症	熱中症対策の措置が不適切による熱中症	
その他	法令等違反	

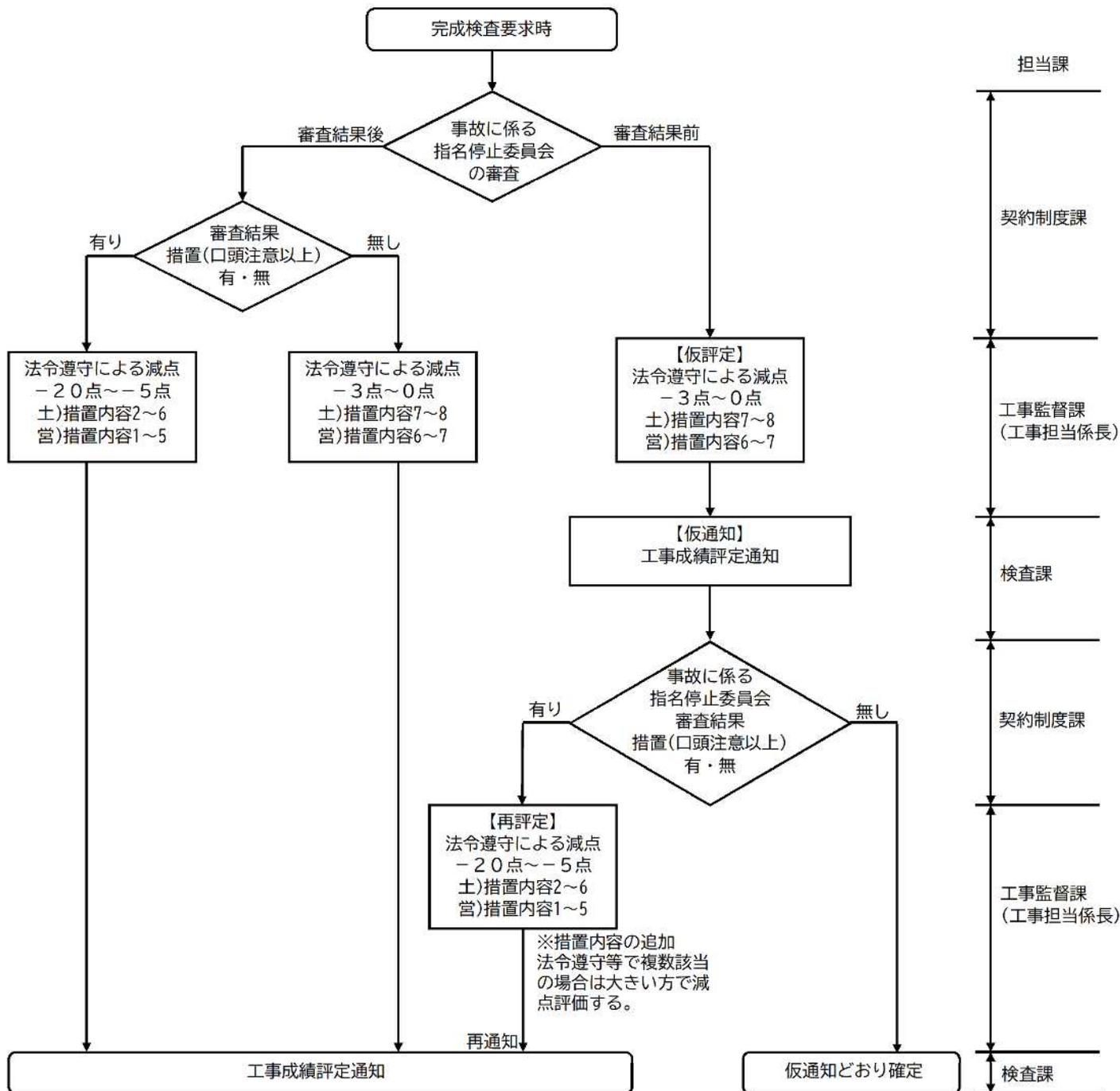
- (3) (土木) 8 その他、(建築・電気・機械) 7 その他

区分	程度	減点
労働災害	休業1～3日	-1
公衆災害	新聞報道がなく社会的影響が少ない物損事故	

- (4) 減点無し

区分	程度	減点
労働災害	休業無し	なし
	事故に係る安全管理の措置が適切に実施されており、受注者の過失が認められない事故	
公衆災害	事故に係る安全管理の措置が適切に実施されており、受注者の過失が認められない事故	
熱中症	熱中症対策の措置が適切に実施されており、当事者の体調不良等による熱中症	

工事成績評定における法令遵守等の評定についてフロー図



<参考>

- ・「過失による粗雑工事」による指名停止は、「法令遵守等」の評価項目で減点される前の点数を総評点として適用する。
- ・受注者が「工事事故」による指名停止と「過失による粗雑工事」による指名停止を受ける場合、2度の指名停止を受けることになる。但し、指名停止期間は重なる場合がある。

<凡例>

土)：土木
営)：建築・電気・機械